



2020年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社ユニリタ
代 表 者 代表取締役 北野 裕行
社長執行役員
(コード:3800、東証ジャスダック市場)
開示責任者 取締役 執行役員 巳波 淳
グループ業務本部長
(TEL 03-5463-6384)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月11日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2020年6月11日開催の第38期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更理由

剰余金の配当等を機動的に実施することができるように、変更案第48条(剰余金の配当等の決定機関)および、変更案第49条(剰余金の配当の基準日)を新設するとともに、一部内容が重複する現行定款第48条(期末配当金)および、現行定款第49条(中間配当)を削除し、所要の変更を行います。

2. 変更内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第7章 計 算 (新 設)	第7章 計 算 <u>第48条(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>当社は、剰余金の配当その他会社法第459</u> <u>条第1項に定める事項については、法令に</u> <u>別段の定めのある場合を除き、株主総会の</u> <u>決議によらず取締役会の決議により定め</u> <u>る。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>第 48 条 (期末配当金)</u> 当社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当」という。）を支払う。</p> <p><u>第 49 条 (中間配当)</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>	<p><u>第 49 条 (剰余金の配当の基準日)</u> 1 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 2 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2020 年 6 月 11 日
定款変更の効力発生日	2020 年 6 月 11 日

以 上